

学校図書館支援員配置事業要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、公立小中学校の児童生徒の基礎学力定着のために、教員の指示のもと、多様な経歴を有する社会人を教員補助者として学校に受け入れ、学校図書館活動の充実を図るために、児童生徒の読み聞かせや図書館業務の活性化などへの支援を行う学校図書館支援員に関し、必要な事項を定める。

（派遣の申請）

第2条 該当市町村教育委員会（以下「該当教育委員会」という。）は、前条の規定に基づき、職員の派遣を受けようとするときは、学校図書館支援員派遣申請書（様式第1）、履歴書（様式第2）、任用調書（様式第3）、学校図書館支援員派遣計画書（様式第4）を高知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に提出しなければならない。

（任用）

第3条 職員は、地方公務員法（昭和25年法律第26号）第16条の規定に該当しない者で、職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者を1年間を超えない期間を任期として、県教育委員会が採用する。

（委嘱）

第4条 県教育委員会は、第3条の規定により派遣する職員を学校図書館支援員として委嘱するものとする。

（報酬）

第5条 学校図書館支援員の報酬は、別に定めるところによる。

（服務）

第6条 学校図書館支援員の服務の監督は、派遣を受けた該当教育委員会が行うものとする。

2 学校図書館支援員は、勤務校における個人情報の保護及び取扱いについて正しく意識を保つため、派遣決定後、個人情報保護に関する誓約書（様式第6）2通を作成し、本人及び県教育委員会の双方で各1通所持するものとする。

（勤務条件）

第7条 学校図書館支援員の勤務時間は、1日6時間を基本とするが、勤務校により勤務時間帯が異なる場合がある。その他の勤務条件は、勤務条件説明書（様式第5）による。

2 休暇は、高知県の非常勤職員設置要綱に準ずる。

（分限及び懲戒）

第 8 条 学校図書館支援員の分限及び懲戒は、県教育委員会が行うものとする。懲戒は、該当教育委員会の内申を待って、県教育委員会が行うものとする。

（学校図書館支援員の変更又は中止）

第 9 条 該当教育委員会は、学校図書館支援員を変更又は全く実施せず中止する場合には、学校図書館支援員変更・中止届（様式第 7）を、速やかに県教育委員会に提出するものとする。

なお、学校図書館支援員の変更にあたっては、新たに履歴書（様式第 2）及び任用調書（様式第 3）を県教育委員会に提出するものとする。

（実績報告等）

第 10 条 該当教育委員会は、出勤簿の写しを実施月の翌月の 10 日までに県教育委員会に提出するものとする。

2 該当教育委員会は、学校図書館支援員派遣実績報告書（様式第 8）を最終実施月の翌月 10 日までに学校 1 校につき 1 部提出するものとする。

なお、県教育委員会は、必要に応じて事業の進捗状況を該当教育委員会に求めるものとする。

（雑則）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、学校図書館支援員の取扱いに関して必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成 21 年 4 月 15 日から施行する。

別記

1 人材の確保

学校図書館支援員の派遣については、該当教育委員会で人材を選定したうえで申請し、県教育委員会は採用の可否を決め、任用、委嘱を行う。

2 派遣期間

学校図書館支援員の派遣期間は、5月1日から翌年の3月31日までとする。

3 職務内容

学校図書館支援員は、多様な経歴を有する社会人を教員補助者として学校に受け入れ、学校図書館活動の充実を図ることを目的とし、児童生徒への読み聞かせや図書館業務の活性化などへの支援を行う。

4 学校図書館支援員の報酬

学校図書館支援員の報酬額は、月額145,800円で、通勤手当、退職手当等は支給されない。

5 報酬の支払方法

県教育委員会は、当該月の末日に本人の口座に振込む。

なお、派遣決定後、県教育委員会から学校図書館支援員に、口座振込依頼書の提出を求める。